平成２４年（フ）第１５４号
岡山市北区東花尻257番地１　リーガⅡ246号、旧住所岡山市北区平野809番地２　サーパス庭瀬201号
債務者　溝手　　誠
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５号
岡山市北区中仙道１丁目10番５－８号　橋本コーポＮＯ．１－Ｂ、旧住所岡山市北区平野809番地２　サーパス庭瀬201号
債務者　溝手　美江
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５号
岡山市北区御津新庄2869番地303
債務者　森下　　忠
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０号
岡山市東区矢津1535番地４、旧住所岡山市中区土田252番地５
債務者　本地　順子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
岡山県玉野市玉６丁目29番６号
債務者　桃田　明美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
岡山市北区弓之町２番９―806号
債務者　青木　竜彦
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００号
岡山県倉敷市児島田の口５丁目15番30号
債務者　中塚　和子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９０６号
東京都足立区千住中居町４－２　一楽荘１
債務者　鈴木　　勝
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７２号
東京都墨田区堤通１丁目14―６―504
債務者　金澤美智子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７８号
東京都渋谷区笹塚３丁目14―７―101
債務者　白岡公一郎
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５００４号
東京都目黒区目黒本町２丁目14―５―206
債務者　梶木理恵子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５００６号
千葉県船橋市北本町２丁目43―１―307
債務者　内海　理子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５００８号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23―５―306
債務者　山下　厚子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１９号
東京都北区王子２丁目21―３―401
債務者　市村　洋貴
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４８号
埼玉県蕨市塚越６丁目16―14―101
債務者　梅津　輝子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０５１号
東京都足立区鹿浜３丁目19―10―301
債務者　江川　正三
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部